

議案第60号

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年1月28日 提出

西海市長 濑川 光之

西海市条例第 号

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の一部を改正する条例

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年西海市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後告示される西海市議会議員の選挙又は西海市長の選挙から適用し、施行の日の前日まで

にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: center;">令和2年10月1日 西海市条例第26号</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビ</p>	<p>西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: center;">令和2年10月1日 西海市条例第26号</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビ</p>

新	旧
ラの作成を業とする者に対し支払う。	ラの作成を業とする者に対し支払う。
第10条～第12条 (略) (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>586円88銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	第10条～第12条 (略) (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>541円31銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

新	旧
第14条及び第15条 (略)	第14条及び第15条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の西海市議会議員及び西海市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後告示される西海市議会議員の選挙又は西海市長の選挙から適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。